

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

当金庫では、一定期間ご利用のない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、**2021年（令和3年）6月1日**以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。対象となったお客様には事前にお知らせした上で当該口座の再利用、又はご利用予定のないお客様にはご解約をお勧め致します。

なお、日常の入出金や口座振替でご利用されている口座が対象となることはございません。

1. 適用基準日及び対象預金種類	2021年（令和3年）6月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座・貯蓄預金口座を含む） ※紛失、盗難により利用停止となっている口座も対象とします。
2. 対象となる口座	最後のお取引から2年以上、預け入れ、又は払い戻しのない普通預金口座。但し、下記の場合を除きます。 ①該当口座の残高が1万円以上ある場合 ②同一店舗に定期性預金がある場合 ③同一店舗に融資取引がある場合
3. 未利用口座管理手数料について	普通預金口座が対象となった場合、事前にお届けのご住所にご案内を郵送致します。郵送から一定期間（約2ヶ月）経過後もお取引がない場合には <u>年間1,320円</u> をご負担いただきます。 ※ご案内が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
4. 未利用口座の自動解約について	本手数料に満たない残高であった場合には、該当口座の残高全額を本手数料額の一部に充当し、当該口座を解約させていただきます。 ※本手数料の返却、および、解約口座の再利用はできかねます。

興産信用金庫